（証券コード　2301）
2023年１月12日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目１番３号
株式会社学情 GAKUJO
代表取締役社長　中 井 大 志

第45期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申し上げます。また、お手数ながら後記の「議決権行使についてのご案内」および株主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2023年１月27日（金曜日）　　午前10時
２．場　　所　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
　　学情梅田コンパス10階　コンパスホール
３．目的事項
　報告事項　　第45期（2021年11月１日から2022年10月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　　＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞
　第１号議案　剰余金の配当（第45期期末配当）の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役６名選任の件
　　＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞
　第４号議案　自己株式の取得の件
　第５号議案　剰余金の処分の件
　第６号議案　定款一部変更（資本コストの開示）の件
　第７号議案　定款一部変更（自己株式の消却）の件
　第８号議案　自己株式の消却の件
　株主提案（第４号議案から第８号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（41頁から50頁まで）に記載のとおりであります。

４．議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

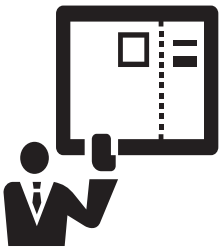
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://company.gakujo.ne.jp）に掲載させていただきます。

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

◎株主総会会場における新型コロナウイルス感染防止のため、以下の措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- **受付にて体温を測定させていただき、37.0℃以上の発熱が認められた場合はご入場をお断りする場合や、体調不良とお見受けした場合はお声掛けし、ご退場いただくことがございます。**
- **会場がある当社ビル館内および会場内ではマスクをご着用ください。ご協力いただけない場合はご入館およびご入場をお控えいただきます。**
- **座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。万が一お席がご用意できない場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。**
- **株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクおよび手袋（一部スタッフ）を着用し応対させていただきます。**
- **感染状況を踏まえまして、その他感染予防措置を実施いたします。**



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年１月26日（木曜日）
午後６時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年１月26日（木曜日）
午後６時到着分まで



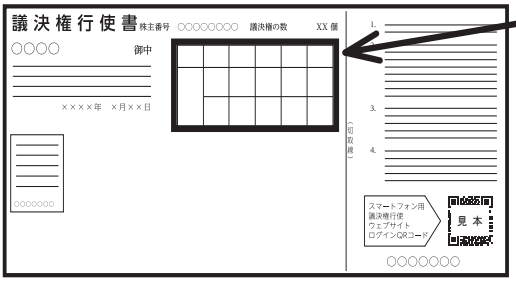
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年１月27日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

【会社提案】
第１、第２号議案
- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

【会社提案】
第３号議案
- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

【株主提案】
第４～第８号議案
- 株主提案に反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 株主提案に賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案のいずれの議案にも反対しております。

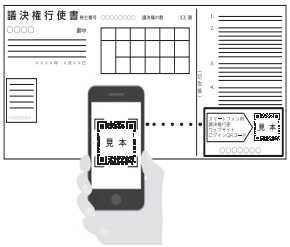
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は１回に限り可能です。

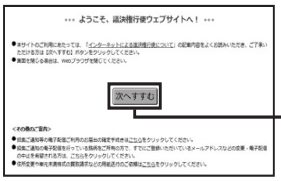
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

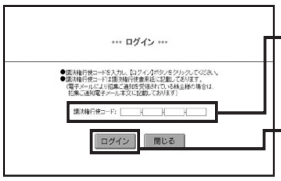
議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）

（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年11月１日から
2022年10月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度（2021年11月１日～2022年10月31日）におけるわが国経済は、世界情勢の変化に端を発する世界的なエネルギー不足、原材料価格の高騰、円安による影響がほぼ全産業に広がり、回復の力強さに欠ける状況となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症は社会経済活動を維持しながら感染拡大を防止する新たな局面に入り、旅行や観光・飲食などコロナ禍で打撃を受けた産業に回復の兆しも見えてきました。経済活動の再開に合わせて、若手人材を中心とした企業の採用意欲は高止まりを続け、特に経験者採用とインターンシップ集客のニーズが急拡大しています。20代を中心とした経験者採用では、情報通信業（ＩＴ）や製造業・サービス業・運輸業などの産業において、特に採用ニーズが旺盛です。2022年の夏以降、事業拡大を見据えて採用計画を上方修正する企業が増加し、追加募集の引き合いも急増しました。また、新卒採用の難易度が高まっていることを受け、企業規模を問わず第二新卒などを対象にした通年採用を導入する動きが加速しています。2022年９月、10月は、内定式の前後で内定辞退が多発し、既卒・第二新卒を対象にした2023年４月入社の採用を実施する動きが広がりました。

このような状況の中、当社におきましては、若手求職者や学生に支持される求人サイトとしてのポジションを確立するなど、「Ｒｅ就活」「あさがくナビ」のＷｅｂ関連商品を強化してきました。ＷｅｂセミナーやＷｅｂ面接など、採用活動におけるオンライン活用が普及・定着するなか、当社は動画コンテンツやＷｅｂメディアの拡充を図り、企業と求職者の価値あるマッチングを実現しています。一方、オンライン化の反動で、リアルニーズも急回復しています。直接コミュニケーションを図りたいというニーズに対応し「転職博」「インターンシップ博」などのイベントで、若手求職者や学生と企業が直接出会う機会を提供しています。

「Ｒｅ就活」を中心に、ニーズが拡大しているＷｅｂ関連商品の広告宣伝投資（テレビＣＭなど）の加速、マーケティング・販売体制の強化も行いました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高67億73百万円（前期は62億

22百万円）、営業利益16億21百万円（前期は18億19百万円）、経常利益20億38百万円（前期は20億14百万円）、当期純利益13億96百万円（前期は13億83百万円）となりました。なお、収益認識会計基準を適用しない場合の売上高は、72億４百万円（前期比115.8％）、経常利益は24億15百万円（前期比119.9％）となります。

なお、当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を適用し、主に、Ｗｅｂ関連商品である「Ｒｅ就活」「あさがくナビ」の掲載プランに関する売上について、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。これに伴い、当事業年度における売上高は、前事業年度と比較して前提条件に差異が発生しております。そのため、当事業年度における経営成績に関する説明は、前事業年度と比較しての増減額および前期比を記載せずに説明しております。

主たる事業である「就職情報事業」につきましては、次のとおりであります。

当事業年度における経験者採用市場は、有効求人倍率では2021年度計で1.16倍と前年度に比べ回復基調となり、月次有効求人倍率（季節調整値）では、2022年１月以降1.2倍以上で推移し、８月は1.32倍、９月は1.34倍、10月は1.35倍と、10ヵ月連続で前月を上回っています。情報通信業（ＩＴ）や製造業・サービス業・運輸業などの業界を中心に若年層に対する採用ニーズは高止まりを続けています。また、「中途採用比率公表義務化」やＤ＆Ｉの推進を受け、大手企業を中心に第二新卒などを対象にした通年採用を導入する動きが加速しています。企業の経験者採用、とりわけ20代の採用ニーズの高まりを受け、「Ｒｅ就活」の売上高は13億８百万円（前期は14億40百万円）となりました。なお、収益認識会計基準を適用しない場合の売上高は、15億38百万円(前期比106.8％)となります。

新卒採用市場は、2023年３月卒業予定学生に対する企業の採用意欲は高く、文部科学省と厚生労働省の調査による2022年10月１日時点での大卒内定率は74.１％（前期比2.9ポイント上昇）で、リーマンショック後では４番目に高い内定率となっています。さらに、2024年３月卒業予定学生へ向けたインターンシップに対する企業ニーズも拡大しており、来年以降も採用難易度は一層高くなりそうです。新卒学生向け就職サイト「あさがくナビ」に関しては、2022年８月に発表されたオリコン顧客満足度(R)調査で学生満足度Ｎｏ．１（※2022年 オリコン顧客満足度(R)調査 逆求人型就活サービス 就活支援コンテンツ 第１位）に加え、ダイレクトリクルーティングサイト会員数３年連続Ｎｏ．１（※2020年～2022年 東京商工リサーチ調査 ダイレクトリクルーティングサイト 会員数 第１位）も獲得しています。学生からの支持を得て、堅調に推移し、「あさがくナビ」の売上高は13億95百万円（前期は14億18百万円）となりました。なお、収益認識会計基準を適用しない場合の売上高は、15億43百万円（前期比108.8％）

となります。

「就職博」に関しては、リアルでコミュニケーションを図る機会のニーズが急回復し、売り手市場の環境下においても来場者数は前年を超えています。来場実績の優位性により売上が拡大する好循環が生まれ、「就職博」の売上高は19億33百万円（前期は15億35百万円）となりました。なお、収益認識会計基準を適用しない場合の売上高は、19億39百万円（前期比126.3%）となります。

その結果、当事業年度における就職情報事業全体の売上高は65億12百万円（前期は59億64百万円）となりました。なお、収益認識会計基準を適用しない場合の売上高は、68億95百万円（前期比115.6%）となります。

引き続き、当社では「あさがくナビ」「Ｒｅ就活」といった『利用者から支持されるＷｅｂ媒体』を中心に若手求職者・学生にとって使いやすいサービスを提供することで、若手求職者と企業の価値あるマッチングを実現し、シェアの拡大、売上の増大を目指してまいります。

部門別売上高および構成比は、次のとおりであります。

区　　分	売上高（百万円）	構成比（%）	前事業年度比(%)
就職情報事業	6,512	96.1	－
その他	260	3.9	－
合　　計	6,773	100.0	－

（注）当該事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しております。これに伴い、当事業年度における売上高は、前事業年度と比較して前提条件に差異が発生しております。そのため、前事業年度比を記載しておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、総額１億49百万円となりました。その主なものは、自社利用のソフトウェア１億34百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 42 期 (2019年10月期)	第 43 期 (2020年10月期)	第 44 期 (2021年10月期)	第 45 期(当期) (2022年10月期)
売　　上　　高（百万円）	7,028	5,720	6,222	6,773
経　常　利　益（百万円）	2,032	1,372	2,014	2,038
当 期 純 利 益（百万円）	1,402	927	1,383	1,396
１株当たり当期純利益（円）	95.81	64.29	97.64	99.35
総　　資　　産（百万円）	12,187	11,967	13,434	13,810
純　　資　　産（百万円）	10,827	10,961	11,913	12,232

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

当社は、親会社および子会社について、事業年度を通じて有しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主たる事業領域は、新卒採用事業および中途採用事業の「採用支援事業」全般並びに公的機関からの雇用対策事業の受託事業であります。

当社が、今後、更なる成長を継続していくためには、11年目に入った株式会社朝日新聞社・株式会社朝日学生新聞社との提携効果を向上させるのはもちろんのこと、高まる経験者採用と新卒でのインターンシップに対する企業ニーズを捉え、20代向け転職サイトＮｏ．１の「Ｒｅ就活」、ダイレクトリクルーティングサイト会員数Ｎｏ．１の「あさがくナビ」といったＷｅｂ商品の更新拡大と、新しいサービスの開発を継続することが不可欠であると認識しています。

2023年のわが国経済は、景気回復へ向かうものの、エネルギー不足、物価高や円安などのマイナス要因を含みながらの回復となると予想しています。

しかし、国内での若手人材に対する企業ニーズは堅調であります。当社では、既存主力商品の「Ｒｅ就活」「あさがくナビ」のダイレクトリクルーティングサイトというポジショニングを図り、Ｗｅｂ関連商品の比率向上を進めてまいりました。また、オンライン化の反動で「就職博」などリアル開催イベントのニーズが拡大しています。リアルイベントに来場する求職者・学生は「Ｒｅ就活」「あさがくナビ」のユーザーであり、デジタルとリアルの連携を強化し、求職者の「企業のリアルを知りたい」「自身にマッチする企業と出会いたい」という欲求に応えてまいります。今後も求職者ならびに企業のニーズを捉えた新商品の開発に注力し、業績の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

合同企業セミナー「就職博」等の企画・運営、インターネットによる就職情報サイト「あさがくナビ（朝日学情ナビ・新卒対象）」・「Ｒｅ就活（20代若手社会人対象）」の企画・運営、就職情報誌の発行、採用活動全般のコンサルティング業務、人材採用関連全般におけるアウトソーシング業務、人材紹介事業、他

(6) 主要な事業所

本　　社	東京都千代田区有楽町一丁目１番３号
大　阪　本　社	大阪市北区
名　古　屋　支　社	名古屋市中区
京　都　支　社	京都市下京区
福　岡　支　社	福岡市博多区

（注）本社は、2022年１月28日付で大阪市北区から上記住所に移転いたしました。

(7) 使用人の状況

使用人数(前事業年度末比)	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
283名（28名増）	31歳５ヵ月	７年５ヵ月

（注）上記使用人数には嘱託、契約およびパート社員（７名）を含んでおり、派遣社員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　50,240,000株

(2) 発行済株式の総数　　15,560,000株

(3) 株主数　　7,622名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社アンビシャス	1,945,000	13.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,016,900	7.30
株式会社朝日新聞社	778,000	5.59
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	608,800	4.37
学情社員持株会	516,300	3.71
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	500,000	3.59
中井大志	429,700	3.09
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	359,000	2.58
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	344,400	2.47

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,000株	3名

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年10月31日現在)

名称		第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
発行決議日		2014年12月８日	2016年12月５日
新株予約権の数		170個	170個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　17,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　17,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		2015年１月23日から 2035年１月22日まで	2017年１月20日から 2037年１月19日まで
行使の条件		（注１）	（注２）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　170個 目的となる株式数　17,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　170個 目的となる株式数　17,000株 保有者数　2名

（注１）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2034年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2034年11月１日から2035年１月22日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（注２）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「権利行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が2036年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2036年11月１日から2037年１月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の

休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中井清和	全般
代表取締役社長	中井大志	東京本社代表および東京企画営業本部・エージェント事業部・パブリックサービス事業部・セールスマーケティング本部・学校企画部・企画部・Ｗｅｂ事業推進部担当
常務取締役	片山信人	西日本担当および大阪企画営業本部・名古屋支社・京都支社・福岡支店・企画制作部・営業戦略室担当
取締役	辻内章	辻内公認会計士事務所所長 積水樹脂株式会社社外監査役（非常勤） 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）
取締役	笹川祐子	株式会社イマジンネクスト代表取締役社長 株式会社イマジンプラス顧問 株式会社カネカ社外取締役（非常勤）
監査役（常勤）	村越誓一	
監査役	堀清	弁護士
監査役	前義信	税理士

（注）１．取締役辻内章および笹川祐子の両氏は、社外取締役であります。

２．監査役堀清および前義信の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は取締役辻内章および笹川祐子、監査役堀清および前義信の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．取締役辻内章氏は、公認会計士として企業会計について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役前義信氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．2022年10月31日をもって、取締役臼倉恒介氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社朝日新聞社の代表室主査でありました。
6．代表取締役社長中井清和氏は代表取締役会長に、取締役副社長中井大志氏は代表取締役社長に各々、2022年１月28日付で就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としております。

また、2022年10月31日をもって社外取締役を辞任により退任いたしました臼倉恒介氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月８日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮して、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と年1回の役員賞与とし、役位、職責に応じて、当社の業績、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c．非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件決定に関する方針を含む)

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、中長期的な企業価値の向上および企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内で、毎年、一定の時期に支給する。

d．金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬額に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会は株主総会で決定した各報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会において、代表取締役社長がその具体的内容について議案を上程し、社外取締役の意見を十分に尊重しつつ、決議を行う。なお、株式報酬は代表取締役社長による議案を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取　締　役 （うち社外取締役）	105,120 (3,270)	98,190 (3,270)	－ (－)	6,930 (－)	５名 （２名）
監　査　役 （うち社外監査役）	12,160 (3,360)	12,160 (3,360)	－ (－)	－ (－)	３名 （２名）
合　　計 （うち社外役員）	117,280 (6,630)	110,350 (6,630)	－ (－)	6,930 (－)	８名 （４名）

（注）１．取締役の支給人員は、2022年10月31日付で辞任により退任した無報酬の取締役１名（うち社外取締役１名）を除いております。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の金銭報酬の額は、2001年１月26日開催の第23期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）です。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2018年１月26日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、中長期的な企業価値の向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入しております。当該報酬額は、年額30,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、３名です。

４．監査役の金銭報酬の額は、2001年１月26日開催の第23期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役辻内章氏は、辻内公認会計士事務所所長、積水樹脂株式会社社外監査役（非常勤）および株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

2022年10月31日付で辞任により退任いたしました取締役臼倉恒介氏は、株式会社朝日新聞社の代表室主査でありました。当社と兼職先との間では、2013年１月に資本業務提携を行っております。

取締役笹川祐子氏は、株式会社イマジンネクスト代表取締役社長、株式会社イマジンプラス顧問および株式会社カネカ社外取締役(非常勤)であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	主な活動状況
取締役　辻　内　　章	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席し、有限責任監査法人トーマツに長年勤務され、様々な企業の監査業務を豊富に経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　臼　倉　恒　介	当事業年度に開催された取締役会の14回のうち13回に出席いたしました。株式会社朝日新聞社の代表室勤務や地方総局長等を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っておりました。
取締役　笹 川　　祐 子	当社社外取締役に就任した2022年1月28日以降に開催された取締役会の10回の全てに出席し、株式会社イマジンプラスおよび株式会社イマジンネクストの設立・代表取締役社長を経験した者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　堀　　清	当事業年度に開催された取締役会の14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　前　　義　信	当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに出席し、監査役会の14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）　取締役臼倉恒介氏につきましては、2022年10月31日の辞任による退任までの状況を記載しております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制について、2015年10月13日開催の取締役会にて、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議いたしております。

1.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識し、制度・体制を整備する。

(1) 取締役・使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、法令等を遵守するのはもとより、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。

(2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(3) 取締役会には社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加し、コンプライアンスガイドライン、取締役会規程、職務権限規程等に基づき、内部統制システムの構築・運用状況を含めた取締役の職務執行を監査、チェックする。

(4) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、解決のため、弁護士事務所及び外部委託会社への内部通報制度を導入し運用する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、業務報告会議、その他重要な会議における意思決定に係る情報や、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できる状態を維持する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備しリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

(1) 個人情報保護関連のリスクについて、コンプライアンス・プログラムの要求事項（JISQ15001）を踏まえた個人情報保護に係る規程の制定をはじめとした「プライバシーマーク」を取得、取締役・使用人への教育・研修及び管理体制を確立する。

(2) 重大な危機や緊急事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切に対応する体制をとる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定時取締役会を月一回開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、都度議論・審議を行い、重要事項の決定を行う。

(2) 各部署の経営数値の進捗状況やその他の情報及び問題点を共有し、速やかに適正な対処・修正を行うため、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議を開催、そのうち月一回は一堂に会

した月間業務報告会議を開催、迅速かつ効率的に職務執行を行う体制をとる。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在親会社及び子会社等はないが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置する。また当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役・使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程やその内容、職務執行の状況を把握するため、業務報告会議等重要な会議に参加するとともに、各部署への実査及び部署責任者への聞き取り等を行い、稟議書その他重要な文書を閲覧し必要に応じて当社の取締役・使用人にその説明を求めることとする。その場合、取締役・使用人は都度、遅滞なく報告する。

(2) 当社は、取締役・使用人が法令等の違反行為等当社に著しい損害を与える可能性のある事実について発見した時は、速やかに監査役または監査役会に報告する体制を整備する。

(3) 当社は、監査役または監査役会に報告した取締役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を取締役・使用人に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役とは月一回の取締役会において定期的に意見を交換し、その他監査役と定期的に会合を持つことで対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換する。

(2) 監査役は内部監査室と緊密に連携し、併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図る。

(3) 監査役は会計監査人及び管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

(4) 当社は、監査役がその職務執行において、当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をした時には、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

（上記内部統制システム構築の基本方針に基づく運用状況の概要）

（１）取締役の職務執行体制

社外取締役及び税理士や弁護士でもある社外監査役も参加する月一回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。また、迅速・適正な対処を求められる事項については、週一回、取締役、監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議（そのうち月一回は一堂に会した月間業務報告会議）を開催し、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

（２）リスク管理体制

想定される様々なリスクのうち、当社の経営に与える影響の大きさから特に重要な個人情報保護関連のリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸に、使用人への様々な教育プログラムや研修を実施し、その管理・運用体制について取締役及び監査役と共有しました。

また、都度発生する諸問題については、部署担当役員の主導のもと、早期に発見・対処することにより、問題の顕在化防止、影響の最小化に取り組みました。

（３）監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会や業務報告会議等において取締役の業務執行を監査する他、社内の様々な会議への積極的な参加や、内部監査を行う内部監査室との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な面談を通じて現場レベルでの業務運用状況の把握に努め、問題点や課題を早期に発見し、取締役と緊密な情報・意見交換を実施いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,217,398**	**流動負債**	**1,342,107**
現金及び預金	4,463,363	買掛金	322,664
受取手形	330	未払金	143,553
売掛金及び契約資産	1,572,079	未払費用	44,204
有価証券	100,010	未払法人税等	339,438
未成制作費	8,850	未払消費税等	52,920
前払費用	47,519	契約負債	174,244
その他	25,746	預り金	8,870
貸倒引当金	△501	前受収益	3,211
固定資産	**7,593,520**	賞与引当金	235,000
有形固定資産	**839,980**	役員賞与引当金	18,000
建物	290,703	**固定負債**	**236,341**
構築物	307	長期未払金	217,800
機械及び装置	171	長期預り保証金	18,541
工具、器具及び備品	22,340	**負債合計**	**1,578,449**
土地	526,457	(純資産の部)	
無形固定資産	**314,129**	**株主資本**	**12,304,538**
ソフトウェア	307,624	資本金	1,500,000
電話加入権	6,505	資本剰余金	3,352,325
投資その他の資産	**6,439,410**	資本準備金	817,100
投資有価証券	5,901,825	その他資本剰余金	2,535,225
長期前払費用	15,216	利益剰余金	9,289,731
繰延税金資産	252,790	利益準備金	8,455
差入保証金	86,360	その他利益剰余金	9,281,276
保険積立金	183,217	別途積立金	1,800,000
その他	6,500	繰越利益剰余金	7,481,276
貸倒引当金	△6,500	自己株式	△1,837,518
		評価・換算差額等	**△102,803**
		その他有価証券評価差額金	△102,803
		新株予約権	**30,736**
		純資産合計	**12,232,470**
資産合計	**13,810,919**	**負債純資産合計**	**13,810,919**

損　益　計　算　書

（2021年11月１日から
2022年10月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		6,773,423
売上原価		2,267,150
売上総利益		**4,506,272**
販売費及び一般管理費		2,884,543
営業利益		**1,621,729**
営業外収益		
受取利息	526	
有価証券利息	96,443	
受取配当金	6,529	
投資有価証券売却益	226,091	
為替差益	52,878	
受取家賃	39,999	
その他	9,256	431,727
営業外費用		
不動産賃貸原価	8,919	
投資事業組合運用損	4,680	
その他	1,287	14,887
経常利益		**2,038,569**
特別損失		
退職給付制度終了損	26,572	26,572
税引前当期純利益		**2,011,996**
法人税、住民税及び事業税	637,705	
法人税等調整額	△22,556	615,148
当期純利益		**1,396,847**

株主資本等変動計算書

（2021年11月１日から
2022年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年11月１日残高	1,500,000	817,100	2,537,376	8,455	1,800,000	6,634,390	△1,610,741	11,686,581
会計方針の変更による累積的影響額						－		－
会計方針の変更を反映した2021年11月１日残高	1,500,000	817,100	2,537,376	8,455	1,800,000	6,634,390	△1,610,741	11,686,581
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△549,962		△549,962
当期純利益						1,396,847		1,396,847
自己株式の取得							△238,168	△238,168
自己株式の処分			△2,151				11,391	9,240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	△2,151	－	－	846,885	△226,777	617,956
2022年10月31日残高	1,500,000	817,100	2,535,225	8,455	1,800,000	7,481,276	△1,837,518	12,304,538

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年11月１日残高	191,579	191,579	34,935	11,913,096
会計方針の変更による累積的影響額				－
会計方針の変更を反映した2021年11月１日残高	191,579	191,579	34,935	11,913,096
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△549,962
当期純利益				1,396,847
自己株式の取得				△238,168
自己株式の処分				9,240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△294,383	△294,383	△4,199	△298,582
事業年度中の変動額合計	△294,383	△294,383	△4,199	319,374
2022年10月31日残高	△102,803	△102,803	30,736	12,232,470

注記事項

（重要な会計方針に係る事項）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

⑴ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

⑵ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、建物の主な耐用年数は15～38年であります。

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、下記ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は就職情報事業を主たる事業としており、新卒学生並びに20代求職者に企業ＰＲ・情報提供サービス業務、各種採用コンサルティング業務、人材紹介業務等を行っております。

そのうちＷｅｂ関連商品である「あさがくナビ」や「Ｒｅ就活」等の掲載プランに関する売上については、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。就職博等のイベントや人材紹介業務等新卒採用個別品等につきましては、履行義務が一時点で充足する取引であり、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する広告掲載に関する取引や提携先企業の商品を顧客に提供する取引等は、純額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、Ｗｅｂ関連商品である「あさがくナビ」、「Ｒｅ就活」等の掲載プランに関する売上について、従来は掲載時に収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。また、「公的分野商品」の一部について、従来は得意先等からの検収を受けた時点で収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。さらに、従来、広告掲載に関する取引や提携先企業の商品を顧客に提供する取引等は総額で収益を認識しておりましたが、当社が代理人に該当する場合は純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は４億30百万円、売上原価が54百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ３億76百万円減少しております。なお、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(追加情報)

(確定拠出年金制度への移行)

当社は、2022年４月１日付で、確定給付年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第１号2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第２号　2007年２月７日)を適用しております。

なお、本移行に伴う影響額は、当事業年度の特別損失として26,572千円計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	1,027,334千円
契約資産	544,745千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　409,681千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,560,000	－	－	15,560,000
合計	15,560,000	－	－	15,560,000
自己株式				
普通株式	1,414,047	231,600	10,000	1,635,647
合計	1,414,047	231,600	10,000	1,635,647

（注）1．自己株式数の増加231,600株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2．自己株式数の減少10,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年1月28日 定時株主総会	普通株式	297,065	21	2021年10月31日	2022年1月31日
2022年6月13日 取締役会	普通株式	252,897	18	2022年4月30日	2022年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年1月27日 定時株主総会	普通株式	348,108	利益剰余金	25	2022年 10月31日	2023年 1月30日

3．新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　34,000株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して定期預金及び債券にて運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資の運用のために保有する債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

⑶ 金融商品に係るリスク管理

①信用リスク（取引先の倒産等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署である管理部経理課が資金計画を作成、適時更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額170,686千円）は、「その他有価証券」に含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,831,148千円	5,831,148千円	－
資産合計	5,831,148千円	5,831,148千円	－

（注）金銭債権及び満期がある投資有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,463,363千円	－	－	－
売掛金及び契約資産	1,572,079千円	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000千円	2,615,128千円	1,500,000千円	248,260千円
合計	6,135,442千円	2,615,128千円	1,500,000千円	248,260千円

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	40,487千円	－	－	40,487千円
債券	－	4,240,244千円	－	4,240,244千円
資産計	40,487千円	4,240,244千円	－	4,280,731千円

（注１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託等の金額は、1,550,417千円であります。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。

活発な市場で取引されている上場株式や債券は、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない債券は、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、本社建物を自社で使用するとともに、一部を他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。2022年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,079千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
232,913千円	△ 4,032千円	228,881千円	367,193千円

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．当事業年度増減額は、主に減価償却によるものであります。

3．当事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	66,646千円
賞与引当金	71,910千円
未払事業税	20,477千円
未払費用	10,587千円
その他有価証券評価差額金	45,331千円
株式報酬費用	27,714千円
その他	10,122千円
合計	252,790千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.3%
人材確保等促進税制の税額控除	△0.8%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.6%

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	就職情報事業	その他	合計
新卒採用集合品	3,329,130千円	－	3,329,130千円
（就職博）	(1,933,254千円)	－	(1,933,254千円)
（あさがくナビ）	(1,395,876千円)	－	(1,395,876千円)
新卒採用個別品	1,476,470千円	－	1,476,470千円
中途採用商品	1,706,922千円	－	1,706,922千円
（Ｒｅ就活）	(1,308,738千円)	－	(1,308,738千円)
（その他）	(398,183千円)	－	(398,183千円)
その他	－	260,899千円	260,899千円
顧客との契約から生じる収益	6,512,523千円	260,899千円	6,773,423千円

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針に係る事項）　4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産および契約負債の残高等

契約資産は、顧客との契約において主に公的分野商品等にて認識したものであり、顧客との契約等に基づき履行義務を充足するに従い認識した収益のうち、期末日時点で顧客に未請求のものであります。契約資産の残高は、「（貸借対照表に関する注記）」に記載のとおりであります。

契約負債は、主に就職情報事業の各契約に基づき認識した顧客からの前受金であります。契約負債の残高は、貸借対照表に記載のとおりであります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初の予想期間が１年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	876円29銭
１株当たり当期純利益	99円35銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	99円11銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社　学 情
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岡　本　健　一　郎
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山　岸　　康　徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社学情の2021年11月１日から2022年10月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年11月１日から2022年10月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月22日

株式会社学情 監査役会

常勤監査役 村 越 誓 一 ㊞

監 査 役 堀 清 ㊞

監 査 役 前 義 信 ㊞

(注) 監査役 堀 清及び前 義信は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項
＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の配当（第45期期末配当）の件

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な新規事業開発、人材育成などの成長投資を最優先とし、内部留保を確保いたします。成長のための内部留保を確保したあとの余剰資金につきましては、キャッシュ・フローの状態を勘案のうえ、可能な限り株主の皆様に還元していく所存です。この基本方針に基づき、第45期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は、348,108,825円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
　2023年１月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

（２）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

（３）株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記（３）の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（参考書類等のインターネット開示） 第16条　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	附　則
（新設）	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第１条　2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。 ２　本附則は、前項の株主総会の日から３か月を経過した日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員(５名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかい　きよかず 中井　清和 (1948年９月13日)	1976年11月　実鷹企画（当社前身）創業 1977年11月　株式会社実鷹企画（現当社）設立、代表取締役社長 2022年１月　当社代表取締役会長（現任）	20,000株
2	なかい　たいし 中井　大志 (1978年８月15日)	2001年９月　株式会社実鷹企画（現当社）入社 2012年４月　当社大阪営業本部サブマネージャー 2013年９月　当社京都支社長 2016年10月　当社東京企画営業本部副本部長・ゼネラルマネージャー 2018年１月　当社取締役（東京本社副代表・東京企画営業本部担当） 2020年１月　当社取締役副社長（東京本社代表および東京企画営業本部・人材紹介事業部・パブリックサービス事業部・企画部・Web事業推進部担当） 2022年１月　当社代表取締役社長（東京本社代表および東京企画営業本部・エージェント事業部・パブリックサービス事業部・セールスマーケティング本部・学校企画部・企画部・Web事業推進部担当）（現任）	429,700株
3	※ いぬい　しんいちろう 乾　真一朗 (1973年８月11日)	1996年４月　株式会社実鷹企画（現当社）入社 2000年８月　当社業務部マネージャー 2003年７月　当社東京本部企画営業部マネージャー 2007年４月　当社企画部マネージャー 2018年２月　当社執行役員（企画部・Web事業推進部担当） 2021年１月　当社執行役員（管理部・企画部・Web事業推進部担当）（現任）	100株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	辻内（つじうち）　章（あきら） （1954年５月24日）	1978年２月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー） 2019年６月　同所定年退職 2019年７月　辻内公認会計士事務所所長（現任） 2020年１月　当社社外取締役（現任） 2020年６月　積水樹脂株式会社社外監査役（非常勤）（現任） 2021年６月　株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外監査役（非常勤）（現任）	700株
5	笹川（ささがわ）　祐子（ゆうこ） （1962年７月22日）	1985年４月　株式会社ライフ出版入社 1986年３月　同社退社 1986年３月　株式会社ブックセンター1/2入社 1987年７月　同社退社 1987年９月　札幌ワープロ学院（現株式会社フレックスジャパン）入社 1992年７月　同社退社 1992年７月　株式会社ライトスタッフ（英会話学校）入社 1997年４月　同社退社 1997年７月　株式会社ライトスタッフ（労働者派遣事業）（現株式会社イマジンプラス）設立　同社取締役事業部長 2002年１月　同社取締役副社長 2003年６月　同社代表取締役社長 2012年４月　株式会社イマジンネクスト設立　同社代表取締役社長（現任） 2021年１月　株式会社イマジンプラス代表取締役社長退任、顧問（現任） 2022年１月　当社社外取締役(現任) 2022年７月　株式会社カネカ社外取締役（非常勤）（現任）	－株
6	※ 外園（ほかぞの）　周二（しゅうじ） （1965年４月16日）	1989年４月　株式会社朝日新聞社入社 1994年４月　同社東京編集センター員 2005年４月　同社名古屋編集センター次長 2012年４月　同社大阪広報部次長 2013年４月　同社高知総局長 2015年11月　同社大阪編集局教育ディレクター 2016年４月　同社大阪代表室主査（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．辻内章、笹川祐子および外園周二の各氏は社外取締役候補者であります。
４．辻内章氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、有限責任監査法人トーマツに長年勤務され、様々な企業の監査業務における豊富な経験を有し、当社の経営全般や決算・会計業務、内部統制体制の構築において有効な提言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
５．笹川祐子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、人材育成に関する会社経営について豊富な知見を有しており、社外取締役に選任された場合、当該知見を活かして特に女性経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等有効な提言をいただけるものと判断したためであります。
６．外園周二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、株式会社朝日新聞社に長年勤務され、東京・名古屋の編集センターをはじめ広告局や高知総局での勤務を通して、豊富な経験を有することから、当社の経営全般や当社と株式会社朝日新聞社との提携事業において有効な提言をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
７．辻内章および笹川祐子の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって辻内章氏が３年、笹川祐子氏が１年となります。
８．外園周二氏の現在および過去10年間における当社の特定関係事業者である株式会社朝日新聞社の業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
９．当社は、辻内章および笹川祐子の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額の合計額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、外園周二氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10．当社は、辻内章および笹川祐子の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、外園周二氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案から第８号議案まで（41頁から50頁まで）は、株主（１名）からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第４号議案　自己株式の取得の件

(1)　議案の要領

会社法156条１項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから１年以内に当社普通株式を、株式総数115万5000株、取得価格の総額17億1000万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2)　提案の理由

当社は運用会社ではない。しかしながら、当社は、2022年７月末時点で、現預金を45億円、投資有価証券で54億円と計100億円の流動性の高い運用資産を抱える。これは総資産の約8割、時価総額の約7割に相当し、自己資本比率で92%という過剰資本の原因となっている。「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）が提言・推奨するように、上場企業には、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」(同13頁)ことが求められているが、当社の過剰資本は事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率（ROE）をもたらしている。

当社は、大阪に所有する本社ビルの一部を賃貸運用しており、これも過剰資本の一因である。企業価値を利払い前・税引き前・減価償却前利益で割ったEV/EBITDA倍率など、同社の株価指標が同業他社に対して割安な状態にあるのは、こうした本業に資さない資産を保有していることが原因である。

2022年11月18日時点で、提案する取得株式数は過去1年間の売買高合計の5%。自己株式を取得できない四半期末から同決算発表日までの沈黙期間が年合計で6か月あるとしても、取得できる残り6か月の売買高合計の10%であり、市場が1年間で十分に吸収できる規模である。

○第４号議案に対する当社取締役会の意見

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、配当性向40～50％の水準を維持すること、市場環境、業績動向などを勘案しつつ機動的に自己株式の取得を実施することを株主還元の基本方針としております。過去５事業年度においても12億円を超える自己株式取得を行い、2022年10月期の総還元性向は60.7％となっております。今後も株主還元方針に沿って株主の皆様への還元を実施していく所存です。（後述＜ご参考＞をご参照ください）

一方で、当社が「つくるのは、未来の選択肢」をパーパスとして営む就職支援事業においては、「総合職の新卒一括採用」から「ジョブ型の通年採用」へと企業ニーズが変化しており、その対応が重要課題となっております。また、当社は、2022年10月期より執行スピードや経営体制の一層の強化により永続的な成長と企業価値の向上を図るために、中井大志を社長とする経営体制に移行し、新生学情は、2021年12月に公表した2022年10月期から５か年の中期経営計画に基づき、若い組織で新たな挑戦に取組み始めたステージにあります。

中期経営計画においては下記3点を重点戦略と位置づけ、事業環境の変化に対応したDX投資、新商品開発、人材投資等のための投資を積極的に行っております。

ア. 「20代通年採用」支援のプラットフォームである基幹Webメディアの更なる成長強化を実現する。

イ. “テクノロジーを駆使したリアルの追求”をテーマに2020年以降に投入した新サービスを飛躍させ、新規事業への積極的なチャレンジも継続する。

ウ. 首都圏市場への集中的な資源投下による体制強化を図り、テクノロジーを活用したマーケティング戦略でブランド力とシェア拡大を実現する。

これらの重点戦略を実行し、2026年10月期に売上高は2021年10月期比約2倍の120億円、経常利益は2021年10月期比65％増の33.2億円とすることを目指しています。

また、景気循環やパンデミックなどによる不測の事態に備えるため、機動的に

利用できる十分な手元資金が必要であることからも、当社としては、現時点で、巨額の資金を費やして大規模な自己株式の取得を実施することは適切ではないと考えています。

当社としては、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への利益還元との最適なバランスが重要であると考えております。自己株式の取得は、株価動向、業績や財政状態、事業環境等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に判断し実施することが当社の中長期的な企業価値向上および株主共同の利益につながるものと考えています。

当社は、定款において、取締役会の決議により自己株式の取得を行うことができる旨の定めを置いております。今後も、取締役会において、自己株式の取得を適時適切に判断し、必要な時には柔軟かつ機動的に実施してまいる所存です。

したがいまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第５号議案　剰余金の処分の件

(1)　議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア　配当財産の種類

金銭

イ　１株当たり配当額

金82円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式１株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金82円）

ウ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2022年10月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ　剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ　配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

(2)　提案の理由

当社は巨額の運用資産を抱えるうえに、大きな設備投資が必要ない事業モデルであり、少なくとも利益の100%以上を株主還元しなければ、過剰資本を解消できない。当社は、2021年12月に発表した中期経営計画において、配当性向を40―50%とする方針を掲げるが、ROEといった資本効率を意識したキャピタル・アロケーションを詳らかにしていない。運用資産や株主資本がさらに膨張し、資本コストを顧みないＭ＆Ａ（合併・買収）などによって株主価値が毀損するリスクを勘案するならば、抜本的な株主還元に踏み切ることこそが、株主保護に資する。よって、当社が予想する2022年10月期の１株当たり当期純利益に相当する82円の配当金を提案する。

有事の際に当社の雇用を守るべく、３年分の事業経費を確保するという当社の意図が、2022年７月末時点で時価総額の約７割に相当する運用資産を保有する背

景にあるという。だが、若者の就職活動を支援する事業を営む当社が従業員に施すべきは、貯金ではなく人材投資であり、いざというときに従業員が転職しやすくなるようにプロフェッショナルとしての市場価値を高めるスキルアップ支援である。そもそも、当社の人件費は年10億円強であり、３年分でも100億円ある運用資産額にははるかに及ばない。

○第５号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、第４号議案「自己株式の取得の件」で述べた通り、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、配当性向40～50％の水準を維持すること、市場環境、業績動向などを勘案しつつ機動的に自己株式の取得を実施することを株主還元の基本方針としております。

2022年10月期については、当初１株当たり年間配当額を37.00円としておりましたが、同期の決算を踏まえて期末配当を25.00円とし、１株当たり年間配当額を43.00円（配当性向43.3％）とする議案を本株主総会に上程することを決定いたしました。

なお、当社はROE11％～13％を目安とする旨を公表しており、2022年10月期のROEは11.6％でした。

また、当社を取り巻く経営環境としましては、日本の雇用・採用を取り巻く環境変化を踏まえた、企業の20代通年採用ニーズの拡大への対応が重要な課題であると考えております。こうした課題に対処するために、今後も積極的な投資を行うことが必要であると考えております。

当社としては、上記のとおり、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への利益還元との最適なバランスをとることが重要と考えておりますが、今回の提案はそのバランスを勘案すると過大な配当であり、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益につながらないと考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第６号議案　定款一部変更（資本コストの開示）の件

(1)　議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	第7章　株主資本コストの開示 （株主資本コストの開示） 第34条　当会社は、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当会社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

(2)　提案の理由

当社は、流動性の高い資産を多額に抱えるにもかかわらず、2021年に自己株式を活用した新株予約権を証券会社に割り当て、１株当たりの希薄化リスクが株主から嫌われて株価が下落した経緯がある。こうしたチグハグな資本政策は、株主がリターンとして期待する株主資本コストを当社が意識していないことの証左である。当社は将来的にＭ＆Ａを成長策に用いる可能性があるが、新株予約権の発行のように少数株主に配慮しないままＭ＆Ａや大型投資に踏み切る場合、資本効率が悪化し、１株当たり利益が希薄化するリスクが再燃する可能性が高い。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードでは、「原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、そ

の実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定められている。

2022年4月に移行した東京証券取引所の新市場区分プライム市場を選択した当社においても、「収益力・資本効率等に関する目標」として、株主資本コストを「提示」し、「その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべき」である。

〇第６号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

提案の理由で挙げられているコーポレートガバナンス・コード原則5-2は「自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発費・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」とするものであり、資本コストの数値やその算定根拠の開示を求めるものではありません。

また、資本コストは、経営判断において重要な指標と認識しておりますが、その計算の基礎となる数値の採用において、一定の前提を置いた多様な考え方があるため、一義的に定まるものではないと理解しております。

こうしたことから、資本コストの開示は会社の根本原則である定款の規定になじまないものであると考えます。

したがいまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第７号議案　定款一部変更（自己株式の消却）の件

(1)　議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第16条以降を、各々１条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（自己株式の消却） 第16条　当会社は、会社法第309条第１項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

(2)　提案の理由

当社は、2022年９月末時点で、発行済株式総数の11%に相当する自己株式を保有するが、前述のように、2021年に自己株式を活用した新株予約権を発行して株価下落を招き、株主価値の毀損を看過した。今後は、Ｍ＆Ａで自己株式を活用する可能性があるが、過剰資本にある当社としては、仮に当社よりもバリュエーションが低い対象企業が見つかったとしても、自己株式ではなく有利子負債を活用する方が最適な資本構成に近づく。

加えて、2021年の新株予約権発行の割当先となった証券会社の幹部が最近、当社のアドバイザーという任に就いただけに、将来的に当社株式の希薄化リスクが再燃する可能性を株主が懸念するのは当然であり、自己株式の消却は、当社の株主価値の向上につながる。よって、株主自身が自己株式消却に関する意思決定を行うべく、自己株式消却を株主総会の決議により実施できるようにするための定款変更を提案する。過剰資本を抱える当社にとって、将来的に報酬として自己株式を活用する場合は、その都度に自社株を取得して用いた方が、株主価値を毀損するリスクを最小化するという意味において合理的である。

○第７号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社が保有する自己株式については、株式報酬で交付される当社株式やM&Aの対価として活用することや消却すること等が想定されます。当社では今般、人的資本強化の取組みの一環として、従業員の経営参画意識・企業価値向上へのコミットをさらに高めるために、従業員向けの株式報酬の導入を決定しております。

このような自己株式の取得、保有、活用および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本政策、成長投資および外部環境等を総合的に勘案しつつ、取締役会において柔軟かつ機動的に経営判断することが必要不可欠であると考えています。

そのため、自己株式の消却については、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが適切であると考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第８号議案　自己株式の消却の件

(1)　議案の要領

第７号議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」が承認可決されることを条件として、当社が保有する自己株式の全てを消却する。

(2)　提案の理由

第７号議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」に記載の理由から、当社が保有する自己株式の全ての消却を提案するものである。自己株式を活用した新株予約権を発行して株主価値を毀損した苦い経験を持つ当社にとって、自己株式消却は当社の株主価値の向上に貢献する。

○第８号議案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社としては、第７号議案「定款一部変更（自己株式の消却）の件」で述べた通り、自己株式の取得、保有、活用および消却については、中長期的な経営戦略に基づく資本政策、成長投資および外部環境等を総合的に勘案しつつ、柔軟かつ機動的に実施されるべきものと考えております。当社は、自己株式の消却についても、かかる中長期的な資本政策に関する方針に照らしてその実施を適時適切に判断し、必要と判断した時には、会社法の定めに従い、取締役会で決議することにより柔軟かつ機動的に実施してまいる所存です。

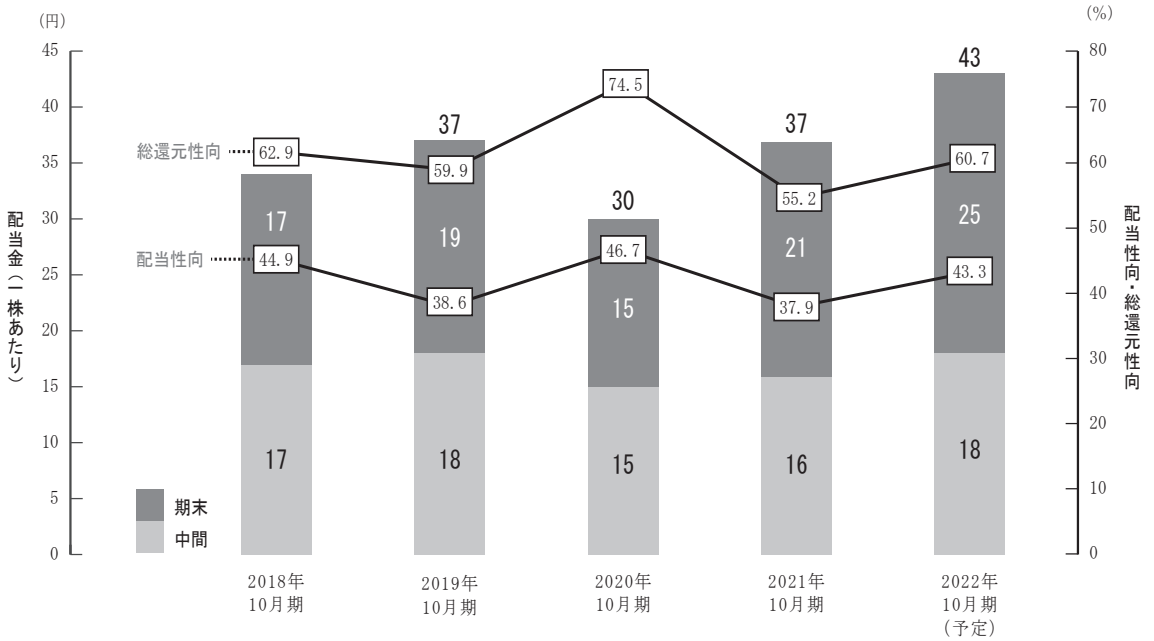
また当社では今般、人的資本強化の取組みの一環として、従業員の経営参画意識・企業価値向上へのコミットをさらに高めるために、従業員向けの株式報酬の導入を決定しております。

したがいまして、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以　上

〈ご参考〉

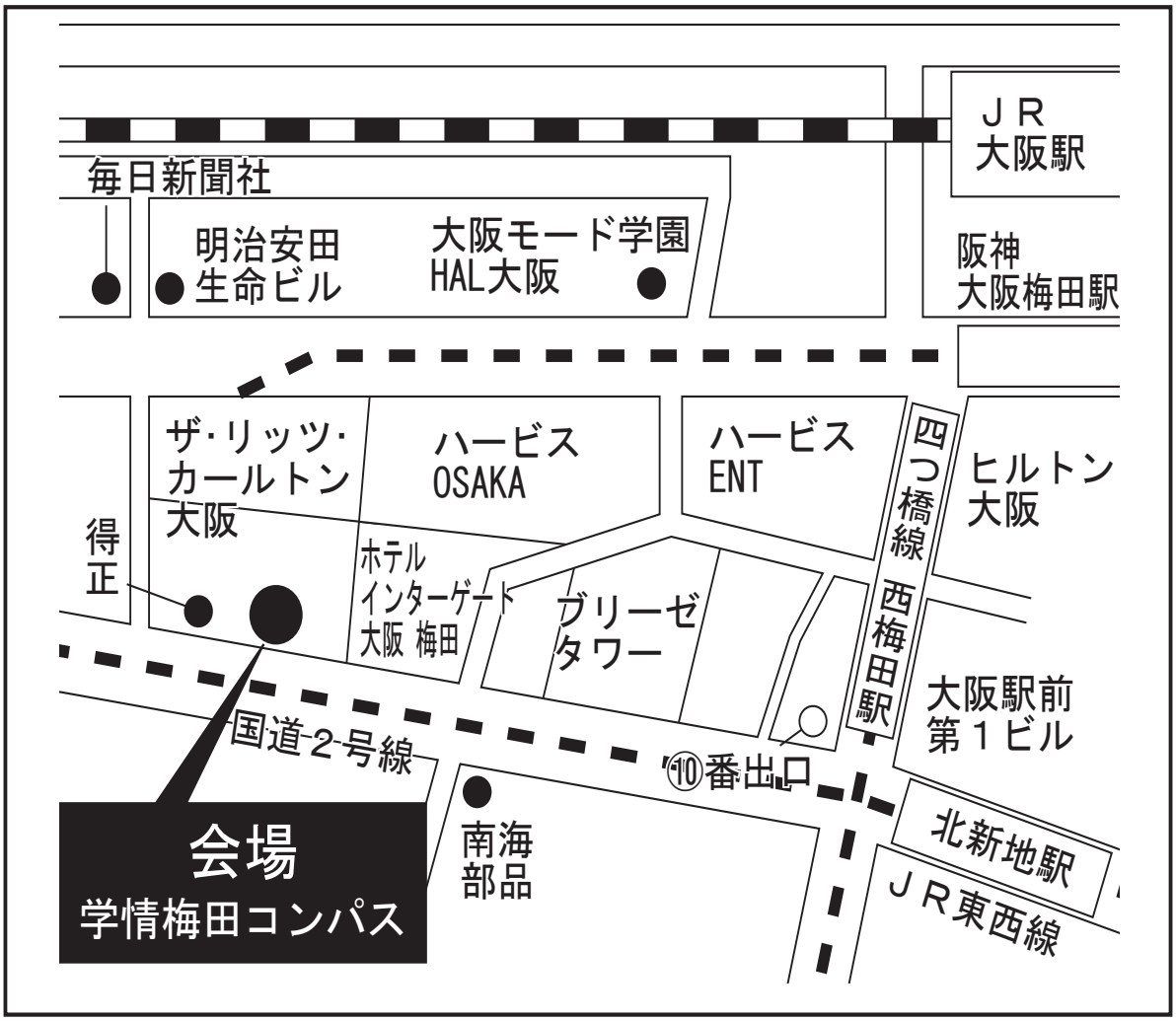
配当金、配当性向、自己株取得及び総還元性向の推移



	2018年10月期	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
1株当たり当期純利益（円）	75.77	95.81	64.29	97.64	99.35
1株当たり配当金（円）	34	37	30	37	43
配当性向（%）	44.9	38.6	46.7	37.9	43.3
自己株式取得の総額（千円）	204,318	300,458	260,075	239,599	238,168
総還元性向（%）	62.9	59.9	74.5	55.2	60.7

株主総会会場のご案内

会場　　大阪市北区梅田二丁目５番10号
学情梅田コンパス10階　コンパスホール
ＴＥＬ．（06）6346－6830



［交通］
地下鉄四つ橋線「西梅田」駅より徒歩約４分
ＪＲ「大阪」駅より徒歩約７分
阪神「大阪梅田」駅より徒歩約７分
ＪＲ東西線「北新地」駅より徒歩約５分

・株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
・座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。万が一お席がご用意できない場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。